

議 長 日程第16「議案第66号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第66号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,090万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億370万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金に関わる補正が主なもので、併せて9月に確定しました令和4年度決算に基づき、繰越金の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、歳出で計上している保険基盤安定負担金と同額の46万7,000円を増額しております。こちらは、県支出金として一般会計で収入した後期高齢者医療保険基盤安定負担金に4分の1の町負担分を合わせて特別会計で繰り入れるものでございます。

款・項・目ともに繰越金につきましては、令和4年度決算に基づき、1,044万1,000円を増額し、1,244万1,000円とするものです。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出になります。款・項・目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、負担金補助及び交付金の保険基盤安定負担金

につきましては、歳入の保険基盤安定繰入金と同額の46万7,000円を支出する
ものでございます。

保険料納付過年度分精算金は、前年度の実績に基づき確定しました精算金
662万1,000円でございます。

款・項・目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。
説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第66号令和5年
度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり
決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩いたします。休憩中に議会全員協議会を開催いたしますので、議員
及び町長ほか補助説明者は、この後すぐに大会議室にお集まりください。

(15時42分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(16時43分)

休憩中に10番 南雲君より「町長の専決処分事項に関する条例について」が
提出されました。この発議は所定の賛成者2名以上がありますので、成立しま
す。

お諮りします。提出されました発議第4号を日程に追加し、追加日程第1
「発議第4号町長の専決処分事項に関する条例について」を議題とすることに
御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第4号を議題とすることに決定しました。お手元の議事日程の日程第17の前に追加をお願いいたします。

事務局より発議4号を配付させます。

(発議書配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第1「発議第4号町長の専決処分事項に関する条例について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。南雲まさ子君。

10番 南 雲 発議第4号。令和5年12月11日、松田町議会議長 平野由里子殿。

提出者、松田町議会議員 南雲まさ子。賛成者、松田町議会議員 北村和士、松田町議会議員 武尾哲治、松田町議会議員 吉田功、松田町議会議員 中津川定雄、松田町議会議員 秋田谷光彦、松田町議会議員 古谷星工人、松田町議会議員 田代実、松田町議会議員 井上栄一、松田町議会議員 飯田一、松田町議会議員 寺嶋正。

町長の専決処分事項に関する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり松田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

提案理由。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、町長が専決処分することについて議会の権限に属する軽易な事項を指定する必要があるため、本条例の制定を提案するものです。

次のページをおめくりください。町長の専決処分事項に関する条例。第1条、松田町議会の権限に属する事項中、次の事項については地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。

1、法律上、町の義務に属する損害賠償において、交通事故等に関わるもので自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受け、同法に規定する当該保険金の最高限度額以内のものについて、その額を定めること。

2、前号に関わる和解に関すること。

3、前2号に掲げるもののほか、目的価額が100万円以下の和解に関すること及び100万円以下の損害賠償の額を定めること。

4、法令の改正または廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、各項または用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項または用語に関わる規定を改正すること。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第4号町長の専決処分事項に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17「議案第67号松田町名誉町民の推挙について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第67号松田町名誉町民の推挙について。

次の者を松田町名誉町民（以下「名誉町民」という。）に推挙し、松田町名誉町民条例第2条の規定による名誉町民の称号を贈る。

記、住所、松田町松田惣領1774番地。

氏名 鷲村俊介。

生年月日、昭和21年6月5日。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町は、鳶村俊介氏が町政の発展に顕著な貢献をされた功績と栄誉をたたえ、松田町名誉町民条例第2条に規定された名誉町民の称号を贈るため、同条例第3条により提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第67号松田町名誉町民の推挙について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、参考資料のほうを御覧ください。今回名誉町民として推挙する鳶村俊介氏の功績について御説明をさせていただきます。鳶村俊介氏は、松田小学校を卒業しております。以下、略歴は記載のとおりでございます。

松田町長となられてからは、観光事業の推進や産業の発展、教育・子育て支援、防災力・減災力の強化など様々な功績を残されました。観光事業の推進では、平成10年に第1回まつだ産業まつりを開催し、姉妹町との連携を強化するとともに、まつだ桜まつりの前身であるさくらフェスティバルを平成11年に開催し、自ら報道関係に対し売り込みを行うなど、平成16年からのきらきらフェスタを含め、都心からの観光客を呼び込むことができる大型イベントに発展させました。

また、松田山南面の観光農園地化構想を推進し、みかんオーナー制の普及に尽力するなど、都市近郊農業にも大きく貢献しました。

寄地区には寄ふれあいドッグランを開園し、平成18年には寄ロウバイまつりの礎となる植樹を行うなど、寄地域の景観を生かした観光地化への動きを大幅に飛躍させました。

産業の発展においては、平成11年には地域振興券の発行や、桜まつりのライトアップを行い、観光客を呼び込むなど、地元での消費活動の活性化を目指し、様々な事業を展開しました。

教育・子育て支援に関しては、平成14年に子育て支援センターを開設し、開所中は子育てアドバイザーを常時配置するなど、母親が陥りやすい子育ての不安に寄り添い、支える体制を構築しました。支援センターでは、父親や祖父母も参加しやすいイベントを多く開催し、子育ては母親の仕事であるという固定的な概念に変革をもたらし、松田町の子育て支援施策の礎となりました。

防災力・減災力の強化に関しましては、町民の生命と財産を守るため、学校等公共施設の耐震工事や平成12年には寄地区の中心的な避難所となる寄中学校体育館を建設し、平成14年には松田中学校体育館の大規模改修工事を行いました。災害対応の拠点となる町役場についても、耐震性が不安視されていましたが、町民や議会に対する丁寧な説明と力強い推進力を発揮し、役場新庁舎や庁舎前貯水槽は平成18年に竣工となりました。

日頃から連携してきました姉妹町との物資の交流をもとに、千葉県横芝光町とは災害相互応援協定を平成18年に締結し、強い信頼関係は現在に続いております。

畠村俊介氏は4期16年の永きにわたり町長として町の発展に活躍されました。その功績は誠に多大なものでございます。畠村俊介氏を名誉町民として推挙いたしたいと存じます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

議案審議の途中ですが、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長することに決定いたします。

引き続き御審議をお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声です。討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第67号松田町名誉町民の推挙について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18「同意第10号人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第10号人権擁護委員の推薦について。
次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記、住所、松田町松田惣領1852番地11。

氏名、吉濱容子。

生年月日、昭和34年8月10日。

令和5年12月11日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和6年3月31日をもって委員の任期が満了するため、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。お諮りいたします。本件は質疑・討論を省略して採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第10号人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議 長 日程第19「同意第11号人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第11号人権擁護委員の推薦について。
次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田庶子1044番地12。

氏名、平原有郎。

生年月日、昭和28年10月19日。

令和5年12月11日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和6年3月31日をもって委員の任期が満了するため、提案する
ものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。お諮りします。本件は質疑・討論を省略して採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第11号人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成する方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議 長 日程第20「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

最初に、令和5年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を選出議員の寺嶋正君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で令和5年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を終わります。

次に、足柄上衛生組合議会報告を選出議員の武尾哲治君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

なしとのお声ですが、ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切らせていただきます。

以上で足柄上衛生組合議会報告を終わります。

次に、令和5年度神奈川県西部広域消防運営協議会(第2回)報告を出席議員の中津川定雄君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切らせていただきます。

以上で足柄上衛生組合議会報告を終わりにします。

議長 日程第21「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されております。

最初に総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員

長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議 長 日程第22「議員派遣について」を議題といたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動等について、今後の計画について、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動等に議員を派遣することに決定いたしました。なお、日程・派遣議員に変更等が生じた場合には議長に一任を

お願いいたします。

議

長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了いたしました。これをもって本定例会は閉会といたします。慎重なる御審議ありがとうございました。7日間にわたり、御苦労さまでございます。(16時59分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長

署名議員 番

署名議員 番